

会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱

(平成21年6月18日決裁)
(平成22年6月18日決裁)
(平成23年3月17日決裁)
(平成24年2月28日決裁)
(平成25年8月26日決裁)
(平成26年4月18日決裁)
(平成28年5月23日決裁)
(平成29年10月12日決裁)
(平成30年9月10日決裁)
(平成31年3月27日決裁)
(令和6年5月21日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象となる工事は、制限付一般競争入札により契約を締結する工事の

うち、予定価格150,000,000円以上で、かつ、技術的な工夫の余地が大きい工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、総合評価方式の対象としないことができるものとする。

(1) 災害復旧工事その他の緊急を要する工事

(2) 入札参加資格に係る地域要件において次に掲げる業者以外も対象とする工事

ア 市内に所在する本社又は本店を登録する業者

イ 市内の支店又は営業所を登録する業者

(3) 総合評価方式の対象工事として公告に付した工事のうち、入札者が得られず不調となった

工事

(総合評価方式の型式)

第3条 総合評価方式の型式は、標準型（技術的工夫の余地が大きい工事で、安全対策、交通・環境への影響の軽減、工期の短縮等の施工上の提案、施工計画や同種工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するものをいう。）とする。

(学識経験者の意見聴取等)

第4条 市長は、次に掲げる場合には、施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴取しなければならない。

(1) 落札者決定基準を定めようとするとき。なお、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

(2) 前号の意見の聴取時において、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見があったものについて、落札者を決定しようとするとき。

2 前項に規定する学識経験を有する者として、会津若松市総合評価員（以下「評価員」という。）を置き、評価員は、次に掲げる事項により、市長が委嘱するものとする。

(1) 評価員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(2) 評価員の氏名及び職業は、当該契約締結後に公表するものとする。

(3) 評価員は、前項に規定する意見の聴取に際して知り得た入札契約等に関する情報に

つい

ては、秘密の保持をしなければならないものとする。なお、評価員を退いた後も、同様とする。

3 第1項に規定する意見の聴取については、評価員に対し意見を文書により求め、個別に聴取するものとする。

(入札公告等)

第5条 市長は、総合評価方式の対象となる工事については、入札公告及び入札説明書において次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 総合評価方式に関する評価項目及び評価基準
- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(技術評価点申請書等の提出)

第6条 入札参加希望者は、次に掲げる書類のうち、入札公告又は入札説明書に定めたものを、入札公告で定める期限までに提出するものとする。

- (1) 技術評価点申請書(第1号様式)
- (2) 企業の技術力に関する調書(第2号様式)
- (3) 配置予定技術者の技術力に関する調書(第3号様式)
- (4) 企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書(第4号様式)
- (5) 施工計画書(第5号様式)
- (6) 技術提案書(第6号様式)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める技術資料

2 入札参加希望者は、前項の規定により施工計画書及び技術提案書の提出を求められた場合、市が図面及び仕様書等により示した施工方法(以下「発注提示案」という。)と異なる施工方法の提案(以下「技術提案」という。)を行う場合にあっては技術提案書にその内容等を記載したうえで当該技術提案に基づく施工計画を、技術提案を行わない場合にあっては技術提案書に技術提案をしない旨を記載したうえで発注提示案に基づく施工計画を施工計画書に記載し提出するものとする。

3 第1項の規定により提出するよう定められた書類(以下「技術評価点申請書等」という。)の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、提出された技術評価点申請書等の返却は行わないものとする。

4 提出期限後における技術評価点申請書等の内容変更、差替え及び再提出は認めないものとする。

(技術提案等の審査)

第7条 技術評価点申請書等の審査は、次のとおり行うものとする。

- (1) 企業の技術力に関する調書、配置予定技術者の技術力に関する調書及び企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書についての審査は、総務部契約検査課が行うものとする。
- (2) 施工計画書及び技術提案書についての審査は、総務部契約検査課が取りまとめ、別表第1に掲げる職員を構成員として市長が設置する総合評価技術審査会(以下「技術審査会」という。)が行うものとする。

2 技術審査会は、前項第2号の審査にあたって必要があると認めるときは、入札参加者から説明を求めることができるものとする。

(総合評価の方法)

第8条 総合評価の方法は、入札参加者が提案した技術提案等の各評価項目を点数化した得点の合計(20点を上限とする。以下「加算点」という。)に、標準点である100点を加えた点数(以下「技術評価点」という。)を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

2 落札者決定基準に定める評価項目及び評価基準は、別表第2を標準とし、第4条第1項の規定により学識経験を有する者の意見を聴取のうえ、工事の目的及び内容により必要とされる技術的要件等に応じて工事毎に定めるものとする。

(落札者の決定)

第9条 落札者は、次に掲げる要件全てに該当する者のうち、評価値が最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること（ただし、低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札の場合は、失格基準価格以上で、かつ、低入札価格調査の結果適正な施工が確保されると判断された場合に限る。）。

(2) 入札参加資格要件を満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（評価内容の担保）

第10条 市と落札者との間で入札に係る工事について請負契約を締結した場合において、当該落札者が第6条第2項の規定により提案した技術提案を履行できないときは、市長は、その理由が自然災害等の不可抗力による場合を除き、落札者から契約金額の10分の1に相当する額を限度として違約金を徴するものとする。

2 市長は、落札者が第6条第3項の規定により提出した技術評価点申請書等に基づかずに工事を施工し、かつ、技術評価点申請書等に基づき再度施工させることが困難である、又は合理的でないと判断したときは、前項に規定する違約金の徴収のほか、契約金額の減額、損害賠償の請求、入札参加停止の措置及び工事成績評点の減点をすることができる。

（提案内容の取扱い）

第11条 市長は、技術提案の内容を公表しないものとする。ただし、落札者が行った技術提案について、採用した理由の説明を求められた場合には、技術提案を行った入札参加者の知的財産に関する部分を除き、当該落札者の技術提案が他の入札参加者が行った技術提案に比べ優位な点を公表することができるものとする。

2 市長は、技術提案を行った入札参加者の了承を得ることなく当該技術提案の一部のみを採用することはできないものとする。ただし、標準的な施工方法についてはこの限りではない。

（評価結果等の公表）

第12条 市長は、技術評価点、入札価格及び評価値の結果について、「会津若松市入札及び契約に係る情報公表要領」（平成20年5月30日決裁）による契約締結後に行う公表に併せて、総合評価方式入札結果（第7号様式）により公表するものとする。ただし、議会の議決に付すべき契約にあっては、仮契約締結後に公表するものとする。

（落札者とならなかった者に対する理由の説明）

第13条 落札者とならなかった者は、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により説明を求められた場合は、書面により回答を行うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(会津若松市総合評価の審査結果に対する説明請求に係る審査会設置要綱の一部改正)

2 会津若松市総合評価の審査結果に対する説明請求に係る審査会設置要綱（平成21年7月1日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱」を「会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱」に改める。

(会津若松市建設工事発注基準の一部改正)

3 会津若松市建設工事発注基準（平成19年12月7日決裁）の一部を次のように改正する。

Ⅱ 発注方式の表中「会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱」を「会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱」に改める。

(会津若松市電子入札実施要領の一部改正)

4 会津若松市電子入札実施要領（平成25年8月16日決裁）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱」を「会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱」に、「総合評価方式試行要綱」を「総合評価方式実施要綱」に改め、同条第4項中「総合評価方式試行要綱」を「総合評価方式実施要綱」に改める。

(会津若松市建設工事低入札価格調査取扱要領の一部改正)

5 会津若松市建設工事低入札価格調査取扱要領（平成23年3月17日決裁）の一部を次のように改正する。

第2条中「会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱」を「会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱」に改める。

(会津若松市最低制限価格取扱要領の一部改正)

6 会津若松市最低制限価格取扱要領（平成19年12月17日決裁）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱」を「会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

総合評価技術審査会構成員

1	総務部契約検査課長	委員長
2	財務部公共施設管理課長	委員
3	農政部農林課長	委員
4	建設部都市計画課長	委員
5	建設部まちづくり整備課長	委員
6	建設部開発管理課長	委員
7	建設部道路課長	委員
8	建設部建築住宅課長	委員
9	上下水道局上水道施設課長	委員
10	上下水道局下水道施設課長	委員
11	当該工事に関係する課長	委員（※）
12	学識経験者	委員（※）

※11.12.の者については、必要に応じて委員とすることができるものとする。

別表第 2（第 8 条関係）

1 企業の技術力（実績、経験等）に対する評価（1.35 点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 施工能力 （公共工事）	0.15 点	過去 10 年以内に公共工事における同種工事（元請）において、請負金額が指定金額以上の施工実績がある場合	0.15 点
		上記以外	0 点
(2) 工事成績 （本市発注工事）	0.3 点	過去 5 年以内に本市発注の同種工事（元請）において、工事成績が 80 点以上の施工実績がある場合	0.3 点
		過去 5 年以内に本市発注の同種工事（元請）において、工事成績が 75 点以上 80 点未満の施工実績がある場合	0.15 点
		上記以外	0 点
(3) 優良建設工事表彰 （本市表彰）	0.3 点	過去 10 年度以内に本市優良建設工事表彰の受賞実績がある場合	0.3 点
		上記以外	0 点
(4) 品質管理能力	0.15 点	ISO9001 の認証を取得している場合	0.15 点
		上記以外	0 点
(5) 安全管理	0.15 点	過去 1 年以内に安全管理措置の不適切等を事由として会津若松市入札参加停止等措置基準による入札参加停止措置を受けていない場合	0.15 点
		上記以外	0 点
(6) 若年技術者の育成及び確保	0.15 点	直近の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）における「若年の技術職員の継続的な育成及び確保」及び「新規若年技術職員の育成及び確保」の項目に該当している場合（2 項目該当）	0.15 点
		直近の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）における「若年の技術職員の継続的な育成及び確保」又は「新規若年技術職員の育成及び確保」の項目に該当している場合（1 項目該当）	0.075 点
		上記以外	0 点
(7) 建設キャリアアップシステム （CCUS）	0.15 点	建設キャリアアップシステムに登録し、当該現場で運用する場合	0.15 点
		上記以外	0 点

2 配置予定技術者の技術力（実績、経験等）に対する評価（1.05 点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 施工能力 （公共工事）	0.3 点	過去 10 年以内に公共工事における同種工事（元請）において、請負金額が指定金額以上の工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人）がある場合	0.3 点
		過去 10 年以内に公共工事における同種工事（元請）において、工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人）がある場合。上記を除く。	0.15 点
		上記以外	0 点
(2) 工事成績 （本市発注工事）	0.3 点	過去 10 年以内に本市発注の同種工事（元請）において、工事成績が 80 点以上の工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人）がある場合	0.3 点
		過去 10 年以内に本市発注の同種工事（元請）において、工事成績が 75 点以上 80 点未満の工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人）がある場合	0.15 点
		上記以外	0 点
(3) 優良建設工事表彰（本市表彰）	0.3 点	過去 10 年度以内に本市優良建設工事表彰の受賞実績がある場合	0.3 点
		上記以外	0 点
(4) 資格保有	0.15 点	指定した資格を保有して 3 年以上の経験のある場合	0.15 点
		上記以外	0 点

3 企業の地域社会に対する貢献度 (3.6 点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 障がい者雇用	0.15 点	法定義務のある企業にあっては法定雇用率以上の障がい者雇用、法定義務のない企業にあっては障がい者雇用のある場合	0.15 点
		上記以外	0 点
(2) 環境配慮	0.15 点	ISO14001 の認証を取得している場合	0.15 点
		上記以外	0 点
(3) 地元業者活用	0.6 点	当該工事の請負金額の 80%以上を地元業者（下請を含む。）により施工する場合	0.6 点
		当該工事の請負金額の 60%以上を地元業者（下請を含む。）により施工する場合	0.3 点
		上記以外	0 点
(4) 働く女性応援	0.15 点	福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証を取得している場合	0.15 点
		上記以外	0 点
(5) 仕事と生活の調和	0.15 点	福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合	0.15 点
		上記以外	0 点
(6) 新分野進出	0.15 点	平成 13 年以降に建設業以外の分野へ進出し、企業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合	0.15 点
		上記以外	0 点
(7) 入札参加者の所在地	0.6 点	会津若松市内に本社又は本店が所在する場合	0.6 点
		会津若松市内に支店、営業所が所在し、同支店等を入札参加資格登録している場合	0.3 点
		上記以外	0 点
(8) ボランティア活動	0.3 点	過去 3 年間以上継続して会津若松市内で企業としてのボランティア活動の実績がある場合	0.3 点
		上記以外	0 点
(9) 消防団への加入	0.15 点	本市の消防団に過去 1 年間以上継続加入している者を 1 名以上雇用している場合	0.15 点
		上記以外	0 点
(10) 災害協定	0.15 点	本市との災害時応援に係る協定締結がある場合	0.15 点
		上記以外	0 点
(11) 除雪活動	0.6 点	過去 3 年度間継続して、自社において本市との除雪業務（融雪剤散布を含む。以下同じ。）に係る契約実績がある場合又	0.6 点

		は自社が所属する団体等において本市との除雪業務に係る履行実績がある場合	
		過去３年度以内に、自社において本市との除雪業務に係る契約実績がある場合又は自社が所属する団体等において本市との除雪業務に係る履行実績がある場合	0.3 点
		上記で得点ができない場合、過去３年度以内に、自社において国、県又は本市の区域内に存する公共施設の指定管理者のいずれかが発注した除雪業務の契約実績がある場合	0.15 点
		上記以外	0 点
(12) 新卒・離職者の雇用	0.15 点	過去１年以内に本市区域内に住所を有する新卒者又は離職者を１名以上雇用（正規雇用）している場合	0.15 点
		上記以外	0 点
(13) 雇用の維持	0.15 点	従業員数（正規雇用）が１年前より増加又は同数を維持している場合	0.15 点
		上記以外	0 点
(14) 男女共同参画	0.15 点	過去に会津若松市男女共同参画推進事業者表彰の受賞実績がある場合	0.15 点
		上記で得点できない場合、会津若松市男女共同参画推進条例第６条（事業者の責務）に基づいた取組みがある場合	0.075 点
		上記以外	0 点

4 施工計画の適切性（6.0 点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
施工計画	上限 6 点	工程計画、工程管理計画、品質管理計画、安全管理計画等の適切性	配点の範囲内で工事毎に設定

5 技術提案（8.0 点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
工事の特性に応じて設定する技術提案	上限 8 点	評価項目に応じた提案毎の適切性及び優位性	配点の範囲内で工事毎に設定